

## カントン貿易の研究 (下)

下田 禮 佐

### 第三章 禁制品

輸入禁止及び制限 清朝は歐洲の十七八世紀頃の重商主義者の如く一定の經濟政策から輸入禁止又は輸出禁止をした譯ではないが、政治、財政、國防(殊に海賊の取締)及び國民の保健、道德等の理由から各種の輸入及び輸出禁制品を設けた。その中輸入禁制品については、大清會典(卷十六)(戶部)に、「凡貨物稽其犯禁者、犯禁之物、如紙牌、骰子、雙陸各種賭具、及私鹽、私茶、鴉片煙、硝黃等物皆不准携帶」とあつて、賭博用品、鹽、茶、鴉片、火藥の輸入を禁じたことが明かである。この中、賭博用品は國民道德上から、火藥は公安維持上から、鹽は古來政府の專賣品であつて、その製造販

賣轉運に一切政府の許可を要するものであるから專賣制度維持の爲、茶はその販賣、轉運をなさんとする者は茶引と稱する鑑札を要する制度であつたからである。鴉片の輸入禁止は一は衛生上の理由からであるが、又一は正貨流出防止の爲であつた。鴉片は已に唐代に西域を通じて支那に入つたが之が喫煙さるゝに至つたのは清代からである。最初和蘭人が臺灣を占領した際(自一六二四年至一六六二年)、蘭人が鴉片を煙草に混じて喫煙する風を臺灣に傳へ、臺灣の清領となるに及びこの風が自然に本土に傳つたのである。即ち鴉片を喫煙する風は康熙時代に始まつたものらしい。しかして鴉片を用ひるのは土耳其、波斯及び印度等の回教徒の間に普通であ

るが、之等は何れも鴉片を食するのであるが、支那人は獨り之を吸煙するのも前述の如く最初煙草に混じて喫煙したことから起つたものであらう。その後主として葡萄牙人が印度から鴉片を輸入してゐたが、雍正七年(一七二九年)始めて禁令を出した。當時輸入額は未だ年に二百函(一函は百三十三封、度三分一程である)に過ぎなかつたが、その後禁令に係らず年々増加して一七七三年には一千函に達した。これ迄鴉片の輸入は葡萄牙人の獨占であつたが、この間英佛蘭丁各東印度會社の間にその獨占權の爭奪があつて、結局英國東印度會社は印度の主要産地たるベンゴール、ビハール、オリッサに産する全額の獨占權を握り、他の三會社にはその中幾分づゝを年々裾分けした。然し他の三會社は一七九三年以後の歐洲に於ける戰亂でこの權利を喪失し、只佛國東印度會社が一八一五年に再び年々三百函の取次輸出を許可された。かくて十八世紀末に大體英人が鴉片

貿易の獨占權を握り、一七八〇年には英國東印度會社が之を獨占し、一七九〇年(乾隆五十五年)には輸入額實に四〇五四函に達したといふ。そこで一八〇〇年(嘉慶五年)再び鴉片の輸入及び栽培を嚴禁したのである。然し東印度會社としては一度その輸入の味を覺えてから到底之を忘れることは出来ない、又之が徹底的の取締には支那の海關官吏は全然無能である、そこでこの問題は遂に武力で解決されることになつたのである。しかして戰敗の結果、問題は二十世紀迄持ち越されたが、清朝が鴉片の輸入禁止について強硬な意向を持つてゐたことは大清會典に由ても明かである。(六)

**輸出禁止** 鹽及火藥(硫黃)はその輸出も嚴重に禁止した。その他の輸出禁制品としては「絲粟銅鐵」と稱し、絹(生絲及織物)、穀物、銅及び銅錢鐵及び鐵器がある。この中、銅は當時の支那の制錢即ち本位貨幣たる銅錢の地金であるが、支那に

はその産出が少いから、日本から盛に輸入したがその輸出は之を嚴禁し、暹羅が乾隆元年(一七三三年)その輸出を乞うた時も「銅筋關係鼓鑄、禁止出洋定例已久、今若准其採買、恐日後奸商藉此、爲由越境滋弊」(皇朝通考卷三十三)といつて之を斥け、只八百斤を賞給したことがある。鐵については、雍正九年(一七三二年)、「禁止洋船販賣鐵鍋、先是本年二月工部議、准刑部尙書勵廷儀疏請、凡將廢鐵潛出邊境及海洋貨賣者、照越販硝磺之律科斷、至是廣東布政使楊永斌言、定例鐵器不許出境貨賣、而洋船私帶禁止尤嚴、粵東所產鐵鍋每連約重二十斤、查雍正七八九年造報、夷船出口冊內、每船所買鐵鍋少者自一百連至二三百連不等、多者買至五百連、併有至一千連者、計算每年出洋之鐵約一二萬斤、誠有關係、應請照廢鐵例、一體嚴禁、違者該商船戶人等照廢鐵出洋例治罪……凡遇洋船出口、仍交與海關監督一體稽查、至商船煮食器具銅鍋砂鍋俱屬可用、非

必盡需鐵鍋亦無不便、外夷之處……粵東既行查禁、則他者洋船出口之處、亦當一體遵行、永著爲例。(皇朝通考卷三十三)とあつて、鐵器すらも輸出は嚴禁したのである。

穀物は國民の食糧であつて、支那は人口も過剩であるから、當時の交通状態に於ては少しく凶作あれば忽ち饑饉となり、食糧の騰貴から生活困難を來し、屢之が原因となつて革命暴動を起すことは、支那の歷史上屢見る所である。夫故穀價の常平を保たしむることは、政治家の最も注意する所であつた。この見地から清朝は「偷運米穀令」といふ法律を設けて米の輸出を嚴禁し、一方その輸入には成るべく便宜を計り、乾隆八年(一七四三年)以後、暹羅米の輸入に對し、累進的にその課税を輕減した。康熙四十七年(一七〇八年)都察院僉都御史勞之辨が江浙米價騰貴、皆由因地之米、爲姦商販往外洋之故、請申飭海禁、暫撤海關、一概不許商船往來、

庶私販絶而米價平」と申出でたことから、海關撤廢外國貿易禁止は行はれなかつたが、「禁商販米出洋」となり、「至姦商私販、應令該督撫、提鎮於江南崇明劉河、浙江乍浦定海各海口、加兵巡察、除商人所帶食米外如違禁、裝載五十石以外販賣者、其米入官」と定めた(皇朝通考卷三十三)。更に康熙五十六年(一七七)には、支那人に米を滿載して南洋に至り、船ぐるみ賣る者があるといふので支那人の南洋貿易を禁止し、外國船には「毎日食米人各一升、并餅米一升、以防風阻、如有越額之米、查出入官」(皇朝通考)と定めた。その後支那商船の海外貿易に従事するもの、米糧携帶額は、若食米、洋船(海外貿易に從事する支那商船)携帶食米、覈計人口多寡往返程期、每人毎日淮帶食米一升五合(大清會典十六)と定められた。蓋し支那人は米の輸出を許可すれば豊作の時も價格の暴落を來すことなく、開墾を奨勵し、増産を促し、却て米價の平準を得ることを知らないで、今日に

至るまで、米穀の輸出禁止を實行してゐるのである。一方福建、兩廣等は地勢山多く、米の產出が少く、しかも人口が稠密であるから、暹羅等より此の方面への米の輸入は之を奨勵し、已に康熙六十一年(一七二)、詔暹羅國、分運米石、至福建廣東寧波等處販賣」暹羅國人言、其地米饒價賤、二三錢銀即可買稻米一石、朕諭以爾等米既甚多、可將三十萬石、分運至福建廣東寧波等處販賣、彼若果能運至於地方、甚有裨益、此三十萬米係官運、不必收稅」といつて、無稅輸入を許し、雍正三年(一七二)には同様暹羅が朝貢と號して、廣東に米穀を輸入せんとしたときに、「其運來米石、令地方官照粵省時價、速行發賣、不許行戶任意低昂、如賤買貴賣、甚非朕體恤小國之意、嗣後且令暫停、俟有需米之處、候旨遵行、其壓船隨帶貨物概免徵稅」(皇朝通考)といつて、地方官憲をして米の輸入を管理させた。次で雍正六年(一七二)には、「暹羅商人が

米を持って廈門に來たとき、その輸入を許可し且つ「米穀不必上税、著爲例」として米の輸入を免税にした。更に乾隆八年(一七四三年)には、「嗣後凡遇外洋貨船來閩粵等省貿易帶米一萬石以上者、免其船貨稅銀十分之五、五千石以上者免十分之三、其米聽照市價公平發糶、若民間米多、不需糶買、卽著官爲收買、以補常社等倉、或散給沿海各標營兵糧之用俾外洋商人得沾實惠不致有糶賣之艱」(皇朝通考)と布令した。要するに清朝の政策として米の輸出は極力防止すると共に、輸入は之を奨勵し、或る場合には外来輸入管理を實行した。

絹は當時支那の殆ど獨占的産物であつて、歐洲人がその輸出を切望するものである。殊に絹の輸出は支那の産業を刺戟し、國民の繁榮を促すものであるのに、その輸出を禁止したのは頗る解しがたいことである。但し之は絶對禁制品ではなく、輸出制限品であつた。その輸出禁止は勿論明代に

はなかつたことで、最初に見えるのは、康熙二十四年(一六八五年)に「禁絲紬出洋、二十七年復弛英吉利瑞璉諸國之禁、而南洋噶喇巴諸國飭禁如故」(皇朝通考卷二九七)とあるに始まる。之も勿論英吉利、和蘭瑞典等には數を限り許可した。勿論この外には絹の輸出につき明禁のなかつたことは「絲紬綢緞向無明禁」(皇朝通考卷二百九十八、英吉利)とあるに由て明かであるが乾隆二十四年(一七五九年)御史李兆鵬の奏請を入れて翌年からその輸出を絶對に禁止した。之は表面は「因内地絲紬綢緞等物價值漸昂、經御史李兆鵬等先後條奏請定出洋之禁、以裕民用、乃行之」とあつて

物價騰貴を抑制する社會政策の理由であるが、實は英吉利商人等が粵海關の苛歛誅求を怒つて、新たに寧波に於て貿易を開始し、廣東の獨占を抑制せんとし、又英商 Finch (漢名、洪任輝) が、海關の不當を鳴して之を北京に訴へたので、當時の兩廣總督李侍堯及び海關監督等の英商に對する報復

的處置であつて、李兆鵬は單に總督の言に雷同したものに過ぎぬ。その事は「李侍堯奏言、近年英吉利夷商屢違禁令、潛赴寧波、今絲餉禁止出洋、可抑外夷驕縱之氣」(皇朝通考卷二百九十八、英吉利)とあるに由て明かである。但し絹の産地なる江蘇、浙江地方はこの禁止は甚だ迷惑なので、「東洋買銅船」即ち日本に行つて銅を輸入し來る商船は、絹の輸出を許可しなければ貿易が成立しないといふので、江蘇巡撫陳宏の言を入れ「每船配搭紬緞三十三捲、分裝十六船、每捲照向例、重一百二十觔、毋許浮多、每船三十三捲、計額船十六隻、應攜帶五百二十八捲、責成浙江之乍浦、江南之上海處官員、照例秤驗、輸稅出口」(皇朝通考卷三十三)といふ風に日本に輸出を許可し、更に乾隆二十七年(一七六二年)英商より絹の輸出禁止は殆ど貿易を不可能ならしめるといふので、兩廣總督蘇昌を経て禁制を弛めんことを請ふたので東洋銅船の例にならひ、英吉利、和蘭等に對し、

每航準買土絲五千觔、蠶湖絲三千觔、其頭蠶湖絲及綢緞疋仍如舊禁止、其明年並準帶綢緞成疋者二千觔」(皇朝通考、卷二百九十八、英吉利)、又和蘭には英吉利と同じく生絲八千斤と生絲千斤につき綢緞八百斤の輸出を許した。次で乾隆二十九年(一七六四年)には、南洋各國(ジャヴァ、暹羅、安南、東蒲塞等)に對して「每船酌帶土絲一千觔、二蠶湖絲六百觔、紬緞八折扣算疏」(皇朝通考、卷三十三)として輸出の禁を弛め、又兩江總督尹繼善、江蘇巡撫莊有恭等が絹産地たる抗嘉湖地方の住民が甚だしく絹の禁輸で迷惑してゐることを述べ「蓋出洋絲紡本係土絲及二三蠶粗造之絲非腹地綢緞必須精好物料可比、徒立出洋之禁、則江浙所產粗絲轉不得利、是無益於外洋、而更有損於民計、又何如照舊弛禁、以天下之物、供天下之用、尤爲通商便民乎、況所產粗絲既不准出洋、勢不得不充雜於頭蠶好絲之内、一體舊賣於民間組織尤多未便」(皇朝通考、卷三十三)といつて、輸出解禁を主張し

たので、英、蘭兩國に對しては粗絲二千斤を加へ各船一萬斤の輸出を許し、本港洋船(支那商船の南洋貿易に従事するもの)には約三四十隻に對し年一二回の往來を許可し、每航粗絲一千六百斤の積取を許した。但し上等絲(頭蠶湖絲)及び緞匹の輸出は尙之を禁止してゐた。絹の輸出許可の數は嘉慶年間に至り「綢緞、江蘇東洋銅商船、每船歲准帶綢緞三十三卷、每卷一百二十斤、江海浙海二關驗明收稅、給照、往販閩粵越南等處商船、歲准帶粗絲三百斤、浙江東洋辦銅商船、每船准帶綢緞絲斤、亦照江蘇之例、往南洋喇吧(ジャバ)等處貿易者、歲准土絲及二蠶粗絲各一千斤、福建省海洋内外商船、歲准配帶土絲、二蠶粗絲各一千斤、廣東暹國(スエーデン)等外洋商船歲准配帶土絲及二蠶粗絲各五千斤、其願織成綢緞帶同者、每八百斤、土絲一千斤、統在八千斤、限内扣算、本港商船(支那の海外貿易に従事する船)准帶土絲二蠶絲

共一千六百斤、綢緞以八百扣算」(大清會典(卷十六))と定められた。要するに絹の禁輸は米の場合と異なり、何等社會政策上の意味があるのでなく、單に自國の特産たる絹が外人に普及することにより、その特色を失ふことを忌む一種の國民的虛榮心の結果ともいふべく、従つてその輸出禁止を弛めても上等生絲及び高級絹織物は嚴に輸出を禁じてゐたのである。

又金は支那では古來只裝飾に使ふだけで、通貨としたことなく、隨つてその消費額も甚だ少いのであるが、産額も極めて少いので、雍正八年(一七〇年)その輸出を禁止、違反者は「鐵貨銅錢等物私出外境下海律」に照し處斷することにした。

#### 第四章 行 商

カントン貿易時代に於ける最も特殊な制度は行商である。康熙四十一年(一七〇二年)カントンに於て始めて一人の外國貿易特許商が指定され、外商は輸

出入商品を凡てこの特許商を經由することになつた。この特許商はカントンの大商人ではないのであるから外商はその商品受渡に遲滞を免れない、勿論多大の利益を獨占される。支那商人から云へばこの特許商の爲に外國貿易から「しめ出し」を食つて、その利益壟斷を傍觀するばかりである。官憲の側から云つても船料の課税は差支ないが、商品への課税は外商には直接は出來ないことになつたので、いづれの方面から見ても非難の多いものであつた。然し何分外國貿易獨占は利益が多いので、忽ちその株のすそ分を請ふ者が續出し、康熙五十九年(一七二〇年)これら特許商が、一の組合即ち(Guild)を組織した。この組合が行、行商又は洋行(Hong or Co-Hong)といふのであつて、十八世紀の後半からその組合員の數が十三と定められた。故にこの特許商組合を十三行といふ。李調元の南越筆記(三十)に、「按余靖志云、廣州城南設有十三

行、按十三行今實止八行、爲豐進、泰和、同文、而益、逢源、源泉、廣順、裕源云」とある。外商との取引を行商をして獨占せしめ、且つ外商を必ず行商の所有建物中に住居せしめ、又その行商をして、自己の建物内に居住する外商の保商(Protect Merchant)として、外商の納税及び善行保證の任に當らしむることを法律で規定したのは一七五九年(乾隆二)の「防範夷商規條」である。勿論行商の制度は康熙年間に起り、自然的に發達して來たもので、外商側の度々の抗議に係らず漸次根據を固めて來たが、この時に至り、法律上その地位を確保されることになつたのである。右の防範夷商規條に「夷商至廣、俱寓歇行商館内、近來嗜利之徒、多將房室改造華造、招誘夷商、圖得厚租、任聽漢奸出入、以致私行交易、走漏稅餉、無弊不作、嗣後非開洋行之家、概不許寓歇、其買賣貨物必令行商經手、方許交易如有故縱、夷商以致作弊者、分別

究擬一、向來夷商到粵貿易、祇許將帶來貨物售賣置買別貨回國、其一應禁止出洋之貨、不得私行販運(皇朝通考卷三十三)とある。即ち外國商館を行商の建物に限つたのは貿易取締及び脱税防止の爲であつた。

この行商制度は外商の最も苦痛とする處であつた蓋し行商となるには官憲に多額の贈賄をなし、且つその地位を保つ爲には常時普物を怠らず、屢過當な冥加金の負擔に甘じなければならばならなかつた。例へば饑饉の救濟、黄河水害義損金等と稱し、五萬兩や拾萬兩は屢取られる。一八三一年、外商に對する支拂の皆濟を命ぜられた時は一人の行商は百拾萬弗を出した。一八四一年カントンの賠償の時は同じ行商が百萬弗を負擔した。然し一度その地位を得れば外國貿易獨占で思ふ存分の利益を得られる上に、商館の建物貸與、外人に對する身分保證等で外人から充分搾取出來る。故に行商は暴富を極めたものであつて、一八三四年に行の

一人逢源號は資産二千六百萬弗といはれ、世界有数の富豪であつた。(七) 隨て行商制度の廢止は外人の切實な要求であつて、鴉片戰爭の原因の一もこゝにあつた、然るに支那政府が頑強にこの制度を固執し、武力解決まで押しつめられたのは、總督、監督等が行商を通じて莫大な搾取を容易にすることが出來るし、勿論行商は直接之を外商に轉嫁し、且つ自分等も獨占に由て暴富を極めたから極力その維持に努めたからである。一八四〇年英國外務卿バーマーストン卿より支那政府に於てた要求の第三項及びバーマーストン卿からエリオット提督に與へた對支條約草案中に行商の廢止を要求してゐる。

that British Subjects should be permitted to trade with any person who may be willing to trade with them; and that they should not be restricted in their dealings to any Hong or Corporation. (八)

かくてこの問題も鴉片戰爭で解決されることに

なつたのである。

## 第五章 外國商館及び外人の生活

支那政府は貿易港をカントンに限つたことに満足せず、外人に對し住所を制限し、妻子の帶同を拒み、貿易季節以外は必ず退去せしめてその永住を許さず、不動産の所有を禁じ、以て外人がマカオに於けるが如き永久的根據地を作る機會を與へなかつたのである。外人に對する一般の取締規則を擧げると、

一 軍艦は珠江に入ることを得ず、必ず虎門要塞以下に止まるべきこと。この事は、大清會典事例<sup>(卷百九)</sup>に、嘉慶十四年<sup>(一八〇九年)</sup>奏准、各國貨船、所帶護貨兵船、不許擅入十字門<sup>(澳門港の入口)</sup>及虎門各海口、如敢擅進守口員辨、報明驅逐、停止貿易」とある。この事は嚴重に實行され、乾隆六年<sup>(一七四一年)</sup>英國軍艦センチュリオンが始めて虎門に來て追返されたのを最初とし、その後も皆この例にならつ

た。

二 婦人は商館に入ることが出来ない、その他武器類の携帶を嚴禁されたことは禁制品の場合に述べた通りである。

三 行商は外人に借財することを禁ずる。これは借財に由て外人に永住の口實を與へるからであつて、前述の防範夷商規條の中に「外洋夷船、向係五六月收泊、九十月歸國、即間有因事住冬亦在澳門寄住、乃近來多有藉稱貨物未銷、潛留省會、難免勿結生事、嗣後夷船至粵賣貨後令其依期回國、即有行缺未清、亦令在澳門居住、將貨物交行代售、下年順塔歸國、再夷商等既依期歸棹、其一切鎖貨歸價責成殷實、行商公平速售、按期歸楚、不得任意拖缺、即有零星貨物未經鎖完、伊等交易年久、自不無一年通融搭鎖帶還之處、但能信實相安、彼此不致苦累、原可無庸繩以官法、若不肖行商知其勢難久待、或有意措留壓滯者、按律處治、

其夷商有因行貨未清、情願暫留澳門居住者、聽其自便一歷來」又「近來內地行店民人多有借夷商資本、貿販糞沾餘潤、以致滋事、嗣後倘有違禁借貸勿結者、照交結外國借貸誣騙財物例問擬、所借之銀查入官」とある。即ち外國商船は毎年夏秋の間、即ち南支那海に卓越する南西季節風の間、澳門からカントンに入り、冬の間滞在して取引をすませ、北東季節風の間、澳門を経て退去する。カントンの貿易シーズンは秋から冬にかけて約三箇月である。この往復の時及び滞在期間は季節風の交代を利用する關係とまた秋冬がカントンの氣候の最も良好な時期であるといふ關係もあつたのである。かくて支那政府はこの天然の條件を利用して、外商に貿易シーズンだけカントン滞在を許可し、その間に取引決済を一切すませ、行商との間に取引關係又は支拂の未決済等のないやうにさせた。

當時銀の輸入は無税であつたので、外商は之を印度から輸入し行商に貸付けた。當時支那では金利が甚だ高く、甚しきは一箇月五分、確實な擔保があつても一箇月一步以下のことはなかつた。随つて、貸金營業は外商の最も利益ある商賣であつて、右の如く嚴禁があつたに係らず、行商は外商に多大の借財をなし、勿論之を支那人に轉貸して利鞘をとつた。その爲行商の外商に對する借財は年々嵩み、一七八二年にはその額參百八拾餘萬弗に達した。其の結果行商には倒産して支拂不能に陥る者などあつて弊害百出するので一八三一年政府は債務の皆濟を命じたが、それでも一八三六年に尙參百萬弗もあつた。(九) 鴉片問題の時、英國外務卿パーマーストン卿の支那政府に送つた要求書にも支那政府が貿易を行商に限つた爲に行商は外商に多大の借財を生じ、それが不拂となつて外商に損害を與へたから支那政府はその賠償の責に任

すべしといふことがある。(十)

四 外人の雇傭する支那人の數にも制限を加へた。之も前記の防範夷商規條に「至夷商所帶番厮人等、足供役使、原不得多僱內地民人、此後除設立通事買辦外、如民人貪財受僱、聽其指使服役者應交地方官飭諭、通事行商實力嚴查禁止一」とある。

その他外人は一箇月三回(各八の日)に通事を伴ひ對岸の花地(遊樂地)に遊ぶことを許さるゝ外、居留地外に出ることは出来ない。又外人は直接支那官憲に訴願することが出来ない、凡て行商を経由することになつてゐる。然るに、乾隆二十七年(一七六二年)英國東印度會社の通事フリント Flint 漢名洪任輝)はカントンの貿易獨占を打破して寧波を開港せしめ、且つ自ら天津に赴き、皇帝に上訴して粵海關の弊風について訴へんとしたが、捕はれて、支那商汪聖儀と共に罪を得、二年餘マカオ城

外の獄に下された後追放されたことがある(皇朝通考、卷二百九十八、英吉利及びモース一〇七頁)

支那側の行商が十三であつて、外商は必ず行商所有家屋を借家して、之を事務所兼滞在期間の住所としなければならぬ。故に商館(Factories)の數も十三である。その所在地は廣州城の西南城外、珠江の北岸に沿うて、幅三百三十米、長三百米の地である。外商はカントン滞在中前述の如く一箇月三回花地に遊ぶ外、この小地域に監禁同様で、妻子を伴ふことも出来なかつたのである。

Danish, Spanish, French, Mingqua's, American, Pao-ushun, Imperial, SwedSh, Old English, Chowchow, New English (E.I.C.), Dutch, Greek  
の各商館がある

なほ河畔に米、英の遊園がある。商館の建物は南北に細長く、一階は支那人(買辦)事務所、金庫倉庫、料理場、雇人住所、二階が事務所、應接室

食堂、三階が寢室に宛てられる。(十一)この十三の建物に住む外國商會は鴉片戰爭直前は四十四、外にパーシー人(印度の拜火教徒)の商會が十一あつた。その中三十一は英國、九は米國人、残りは蘭スエーデン、葡、獨各一であつた。即ち商店の數からいつても英國人が絶對多數を占めてゐた。しかし之等商館の建物の所有者たる行商は、同時に自己の建物に借家する外商の保證商人(保商、Security Merchant)となり、その外商の輸出入商品は勿論日常生活必需品の供給までも獨占して全くその死活を制してゐた。かくの如く支那政府が外人の居住、營業の自由を束縛し、不動産の所有を禁じたことなどは外人の甚しく不滿とした處で之がまた鴉片戰爭の重要原因となつた。パーマー・ストン卿がエリオット提督に與へた訓令の中にも「英國民は男女に係らず、條約で指定した支那の或る開港場に自由且つ無拘束に居住を許さるべきこ

と(十二)とある。之を要するに、廣東海關の課税の重いこと、行の獨占制度、行商に對する貸付金回収の不安、商館に於ける居住規則の嚴重なこと及び永住禁止、官憲に對する訴願の禁止等はいづれも外商の苦痛とする處であつた。然しかゝる獨占の弊は外商側にもあつたのであつて、米國商人だけは國情上から當然自由に貿易が出来たが、支那貿易の大部分を占めた英國に於ては、東印度會社が支那貿易の獨占權を有し、他の英國商人は同會社の許可を得て通商してゐたのである。夫故會社は支那官憲及び行商の飽くなき搾取に係らず最初は茶の輸出、後には印度産鴉片の輸入に由て巨利を博し、當時會社は支那貿易による利益のみで巨額の株主配當を繼續してゐた。この獨占には英國人間に苦情が多く、遂に一八三四年に廢止された。(十三)

## 第六章 貿易方法及び貿易品

大清會典事例<sup>(卷百九)</sup>に「至夷船到口、即令先報

澳門同知、給與印照<sup>(十一)</sup>。(バスボートのこと)、放行、

仍將印照移回繳鎖、如無印照、不准進口、所有夷

商買辦之人、由澳門同知選擇、取具保結承充、給

予印照、在澳門者、由該同知稽查、在黃埔即由番

禺縣就近稽查、如代買違禁貨物、及勾雇民人服役

查出治罪失察地方官查參」とある。即ち外國商船

は夏秋の間に先づ澳門に入り、先づ澳門の支那地

方官たる軍防同知(外人のいふ「Touan」)から進航

許可書を受け、且つ水先案内を頼み、また此處或

は黃埔に於て買辦を雇ふ、この買辦は船の必需品

を仲介する權利を有する。次で虎門に進み、こゝ

で支那海關から船の大きさを測定されて、船税を

支拂ふ。乾隆四十七年<sup>(二七八)</sup>から一切の税はこゝ

で前納することになつた。即ち歸帆の時の税まで

も支拂つたのである。(大清會典事例、卷百九十

一)。それより廣州城のやゝ下流の黃埔に進み、買

易期間即ち約三箇月滞在する。しかして商人は船

に先立つて澳門の軍防同知の許可書を得てカント

ンの商館に入り、船の到着までに十三行の中一人

を自己の保商と定め、取引契約を結び、船が黃埔

に到着すれば、その荷物と送状を受取り、之を保

商に引渡す、その後は輸入税等は保商が支拂ふの

で外商は關係しない。但し行の基金として積荷の

三分を徴された、之は總督及び監督に對する賄賂

に使はれたので、之につき乾隆四十九年<sup>(一七八)</sup>行

商潘文嚴等の訴願に由て總督、監督等を訓戒した

ことがあつたが改まらなかつた。若し輸入品につ

き商談が折合はない時は之を船で持ち歸ることは

自由であつた。勿論この輸入品の値段は行商が定

めるのであるから踏みつけたものであつて、行商

は凡ての商取引の費用、課税、官憲への賄賂等を

計算に入れ尙多大の利益を見積つた、之に對して

外商は他の競争者に賣ることは出来ない、又市中

に散歩も出来ないから、輸入品が市中でどの位の値段かも知らない、隨て行商の思ふ存分踏みつけられたものであつて、ある機會に外商が市中で外國品を賣つてゐるのを見たら、外商の輸入價格の十倍であつたといふそれ故本國品の輸入では二十一年間に百六十八萬八千餘磅の損失をしたといふ。

(モース七五頁)輸出はやはり行商の手を経るのであるが、その主要品たる絹は前述の如く毎船一萬斤と一定してゐた。茶は外商に於て金額又は量の何れでも指定して買ふことが出来たが、之も支那商は出来るだけ高く賣り付けんとし、外商が輸出品を値切れば、支那人は輸入品を値切つて之と平均させた。

さて輸入品は最初は英國製の毛織物が主であつたが、後になるほど印度からの鴉片が多くなり、十九世紀の始めには之が輸入の半を占め、之に次いで印度の綿花、馬來群島の香料があり、英吉利本

國及び歐羅巴大陸からの輸入は毛織物、鉛錫その他金の屬等で全額の十分の一に過ぎなかつた。輸出に於ては茶が全額の五分三を占め、英國人は之を大陸諸國に轉賣して巨利を博してゐた。一七二二年茶の英國輸入額は僅に十五萬封度であつたが一八一二年には二千一百萬封度に上り、その中四百萬封度は之を大陸に轉賣した、しかして英國政府は茶に十割(一八〇六年)の輸入税を課したので一八三三年茶の輸入税だけでも三百三十萬磅に達した。茶に次ぐものは絹で、その外支那綿布の輸出もあつた。(十四)當時支那の對外貿易は一八二七―一八八年の英國が支那へ轉入二千餘萬弗、その中、鴉片一千一百萬弗、綿花三百五十萬弗等)、輸出は茶(約九百萬弗)、生絲(百十餘萬弗)の外、主として正貨(銀)で支拂はれた。即ち英國の對支貿易は云はゞ印度と三角關係で、英國品を印度に輸出し、印度の鴉片、綿花を支那に輸入し、この輸入に對

し、支那は英國に茶を以て支拂ひ、不足の分は印度に正貨で支拂つた。英國に次で貿易額の多い米

於て百年の患を殘したのである。

## 第七章 結 論

國は輸出入共約六百萬弗であるが、支那からの輸出は茶、絹、綿布等があるが米國は印度の鴉片を支那に轉賣する外輸入するものが少く、歐洲に原料品を賣つて得る西班牙弗貨を支那に輸入してバランスを取つた。かくてカントンの貿易も最初の間は貿易のバランスが支那側に順調であつたが、支那が絹の輸出を制限する等經濟政策を誤まり、一方鴉片の輸入が増加したために十九世紀になつては全體として常に甚しい逆調で、支那は正貨（銀）の間斷なき流出（常に銀の淵といはれる印度に）に苦まなければならなかつた。かくて通貨調節といふ方面からばかり考へても一八三〇年頃に支那の貿易政策は一大危機を孕んでゐたのである。しかして支那にはこの苦境を打開する經世家が缺けてゐたゝめにその解決を誤り、眞の意味に

之を要するにカントン貿易時代は大體支那の鎖國排外時代であつて、支那は開港場を事實上カントンの一港に限り、外人の居住、營業、自由及び不動産の所有に甚しい制限を加へ、その課税は不規則不公正を極め、外人との取引を行商に獨占せしめ、外人の訴願及び旅行を禁止、その批評、比較の便宜、自由をも封じたのである。かゝる甚しい拘束手段は外人の不平の鬱積となり、結局武力に由て之を決算する外はなかつたのである。しかして當時主たる通商國が英國であつたから、その解決も英人の手に由て行はれることになつたのである。之を支那側から考へても後年鴉片の間斷なき輸入増加は支那の正貨流出問題として經濟上の危機を帯ぶるに至り、林則徐の執つたやうな非常手段に出るの止むなきまでに切迫したのである。

然し支那は決して明末、清初に互つては鎖國主義ではなかつたのであつて、康熙開國の際はやはり外國貿易が商人を利し、又之に課税することに由て國家の財政を豊かにする理由で開國方針を執つたのである。それが康熙末年頃から鎖國方針に傾いたのは歐洲人の侵略掠奪が支那人に多大の恐怖心を與へ、海賊取締と相俟つて國防上鎖國主義を執るに至らしめたのである。殊に明末に於けるポルトガル人の沿海掠奪、マカオ奪取、スペイン人のフィリッピンに於ける漢人虐殺(一六〇三年、一六三九年)、オランダ人のジャヴァ占領及び同地に於ける漢人虐殺(一六六七年)等は支那人に非常な警戒心を惹起したので、此の點から云へば鎖國も止むを得なかつたかも知れぬ。

文 獻

- 六 Morse, H. B.; *The International Relations of the Chinese Empire*, London, 1910 pp. 171—181
- 七 Morse; *ibid* p. 86

- 八 Morse; *ibid* p. 630
- 九 Morse; *ibid* p. 85
- 十 Morse; *ibid* p. 624
- 十一 Morse; *ibid* pp. 71—74
- 十二 Morse; *ibid* p. 630
- 十三 Morse; *ibid* p. 88
- 十四 Sargent, A.J; *Anglo-Chinese Diplomacy and Commerce*, Oxford, 1907. p. 50